

## 第3部 資料編

### 1 次世代育成支援対策推進法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

##### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

##### (国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）



[ 写真 15 : シャボン玉 ]

を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
  - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

### (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

### (都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十二条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十三条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出よう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。  
(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものという。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合につ

いて準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第十八条** 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 次世代育成支援対策推進センター

**第二十条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事

業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 雑則

##### （主務大臣）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

##### （権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

### わなかつた者

#### 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

##### 一 第十四条第二項の規定に違反した者

##### 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

##### 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

##### 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 附則

#### (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### (検討)

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



[ 写真 16 : 泥んこ遊び ]

## 2 市民からのご意見募集について

### 1) 募集要項

#### 市民の皆さまからの次世代育成支援に関するご意見募集について

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定しています。本市では、旧3町村の調査結果と地域行動計画ができるだけ活用して、下記「施策の体系（案）」を骨子に、新たな計画を策定します。

また、平成21年度には、前期計画を見直し、後期計画を策定する必要があるため、見直しを準備して前期計画を策定していきます。以上のことと踏まえて、市民の皆様の次世代育成支援に関するご意見をお聞かせください。

#### 施策の体系（案）

##### ＜保育分野＞

子育て支援を充実します

##### ＜施策の方向と主な施策＞

- すべての子育て家庭に対する支援を充実します  
放課後児童健全育成事業の充実、児童手当給付事業、障がい児・母子・父子家庭への支援
- 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します  
延長保育、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業
- 仕事と子育ての両立を支援します  
男女共同参画プランの推進

##### ＜保健分野＞

親子の健康づくりを推進します

##### ＜施策の方向と主な施策＞

- 母子の健康を確保し、相談体制を充実します  
乳幼児健診、母子健康相談、こんにちは赤ちゃん事業、ペアレントトレーニング事業
- 思春期保健対策を充実し、食育を推進します  
いのちの教育、学校給食における地産地消
- 遊びとスポーツ環境を充実します  
スポーツ少年団の育成支援

##### ＜教育分野＞

子どもの教育環境を整備します

##### ＜施策の方向と主な施策＞

- 生きる力をはぐくむ学校教育を推進します  
心の教育相談員、職場体験学習
- 家庭や地域における養育機能を向上します  
愛育会組織による子育て支援

##### ＜安全分野＞

妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します

##### ＜施策の方向と主な施策＞

- 子どもの権利保障の支援を推進します  
障がい児（者）相談の充実
- 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します  
歩道の整備、公園の遊具安全確保
- 防犯や交通安全への対策を強化します  
防犯灯の整備、交通安全教室の開催、パトロール支援

## 2) 募集用紙

### 次世代育成支援に関するご意見応募用紙

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定しています。

下記の項目について、次世代育成支援に関するご意見をお聞かせください。

1. 子育て支援や少子化対策への全般的なご意見をお聞かせください。

2. 中央市の次世代育成支援行動計画の取り組みについてご意見をお聞かせください。

3. その他、何かご意見がありましたらご自由にお書きください。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご記入いただいた用紙は、各庁舎の窓口へお渡しください。

**募集期間：平成20年3月3日（月）～14日（金）**

連絡先 保健福祉部 子育て支援課  
〒409-3893 中央市成島 2266 番地  
TEL : 055-274-8557

### 3 策定の経過

実施日	策定経過、議題
平成 19 年 10 月 4 日	○事務局打合せ 役割分担、スケジュール、課長会議での協力依頼など
平成 19 年 10 月 24 日	○各課説明会 関係各課に協力依頼 「現況データの収集」、「事業計画及び目標値の収集」、 「各課ヒアリングへの協力」
平成 19 年 11 月～12 月	○現況データの収集と整理 ○事業計画及び目標値の収集と整理
平成 19 年 12 月 21 日	○各課ヒアリング 事業計画及び目標値について関係各課のヒアリング 健康推進課、福祉課、子育て支援課、都市計画課 建設課
平成 20 年 1 月 8 日	○各課ヒアリング 事業計画及び目標値について関係各課のヒアリング 教育委員会、総務課、政策秘書課
平成 20 年 1 月～2 月	○計画素案の作成
平成 20 年 2 月 18 日	○次世代育成支援対策地域協議会委員の選定
平成 20 年 2 月 25 日	○次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の告示 (中央市告示第 5 号)
平成 20 年 2 月 26 日～29 日	○地域別関係者ヒアリング 玉穂地区：まみい保育園 わかば幼稚園 田富地区：田富みかさ幼稚園 社会福祉法人ひとふさの葡萄 豊富地区：保健師
平成 20 年 3 月 3 日～14 日	○市民からのご意見募集
平成 20 年 3 月 13 日	○第 1 回 次世代育成支援対策地域協議会 計画素案の説明、協議
平成 20 年 3 月 27 日	○第 2 回 次世代育成支援対策地域協議会 計画素案の協議、承認

## 4 次世代育成支援対策地域協議会

### 1) 要綱

#### 中央市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

中央市告示第 5 号

(設置)

第 1 条 中央市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 地域協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の進行管理に関すること。

(組織)

第 3 条 地域協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 福祉、保健、教育関係者
  - (3) 子育て支援関係者（市内在住者）及び市内事業主
- (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(会長及び職務代理)

第 5 条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長が職務を代理する。

(会議)

第 6 条 地域協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 地域協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 地域協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し、必要事項は別途定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

## 2) 地域協議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	所属・役職名	備 考
1	医療関係	西野 義久	西野内科医院	学識経験者
2	幼稚園関係者	中沢 悅理	田富みかさ幼稚園理事長	教育関係者
3	保育園関係者	三井 みどり	中央市公立保育園代表園長	福祉関係者
4	幼稚園関係者	井口 太	わかば幼稚園園長	教育関係者
5	保育園関係者	乙黒 いく子	まみい保育園園長	福祉関係者
6	民生・児童委員会会長	池谷 克明	中央市民生・児童委員会会長	福祉関係者
7	主任児童委員	岡村 悅子	中央市主任児童委員代表	福祉関係者
8	主任児童委員	田中 てる志	中央市（田富）主任児童委員	福祉関係者
9	保健師	中沢 昭子	中央市保健師長	保健関係者
10	食生活改善推進委員	樋泉 節子	中央市食生活改善推進委員会会長	保健関係者
11	児童館	河西 美代子	中央市児童館担当	福祉関係者
12	教育委員長	佐野 順一郎	教育委員長	教育関係者
13	小学校	望月 孝之	三村小校長（八校会代表）	教育関係者
◎ 14	社会福祉法人	高見澤 馨	ひとつさの葡萄 理事長	教育関係者
○ 15	青少年育成	小林 哲夫	青少年カウンセラー代表	教育関係者
16	小中学校 PTA	功刀 裕章	中央市P T A連絡協議会会长	教育関係者
17	中小企業事業主関係	石田 彌	協同組合山梨県流通センター専務理事・事務局長	事業主関係者
○ 18	子育て支援サークル	薬袋 美奈登	おんぶコアラ代表	子育て支援関係者
19	子育て支援サークル	北條 ひさえ	にこにこK I D S代表	子育て支援関係者

※◎は会長、○は副会長を示しています。

## 5 中央市と山梨県の次世代育成支援に関する窓口

### ■中央市の次世代育成支援に関する窓口

赤ちゃんが生まれたら（手当・制度など）  
乳幼児の子育て支援（手当・制度など）

ひとり親のために（手当・制度など）  
障がい児のために（手当・制度など）

健康推進課 電話 274-8542  
健康推進課 電話 274-8542  
子育て支援課 電話 274-8557  
子育て支援課 電話 274-8557  
福祉課 電話 274-8544

### 中央市の次世代育成に関する施設

#### □保育園・幼稚園

玉穂保育園 273-2205  
まみい保育園 273-3522  
田富第一保育園 273-3557  
田富第二保育園 273-3072  
田富第三保育園 273-6220  
田富北保育園 273-6301  
豊富保育園 269-2011  
わかば幼稚園 273-5737  
田富みかさ幼稚園 273-6386

#### □児童館

玉穂中央児童館 273-8271  
玉穂北部児童館 273-7967  
玉穂西部児童館 274-0097  
田富中央児童館 274-2221  
田富わんぱく児童館 273-0588  
田富ひばり児童館 273-1417  
田富杉の子児童館 273-1818  
田富ひまわり児童館 273-0751  
田富つくし児童館 274-3260  
田富すみれ児童館 274-2353  
豊富児童館 269-3067

#### □小学校

三村小学校 273-8711  
玉穂南小学校 274-1122  
田富小学校 273-2117  
田富北小学校 273-1760  
田富南小学校 273-9111  
豊富小学校 269-2012

#### □中学校

玉穂中学校 273-8211  
田富中学校 230-7080

#### □社会福祉法人

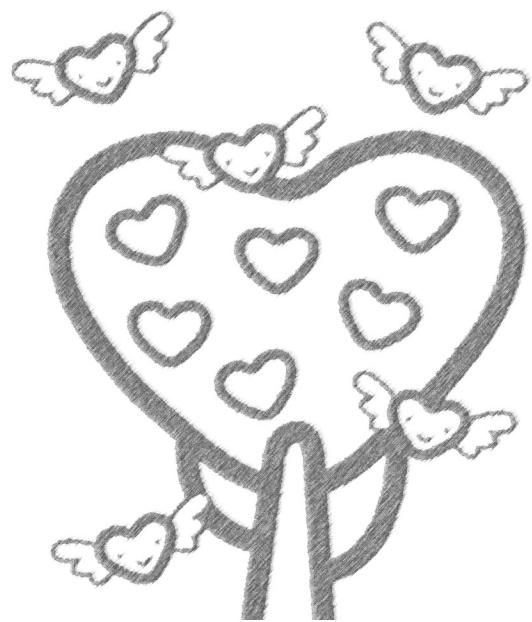
ひとつさの葡萄 278-5070

### ■山梨県内の次世代育成支援に関する窓口

かるがも：子育て相談総合窓口 電話 228-4152  
障がい児（者）相談所：心身に障がいのある方の相談など 電話 254-8671  
精神保健福祉センター：精神障がい児（者）の社会復帰、参加促進や心の健康相談 電話 254-8644  
心の健康など電話相談：ストレスダイヤル 電話 254-8700  
精神科救急医療相談窓口 電話 254-3119  
中央児童相談所：児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談など 電話 254-8617

「親が子どもがいきいきプラン」に関するお問合せ先

〒409-3893 中央市成島 2266 番地 保健福祉部 子育て支援課  
電話：055-274-8557 FAX：055-274-1125  
メールアドレス：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp



中央市次世代育成支援地域行動計画

## 親が子どもがいきいきプラン

---

発 行：平成 20 年 3 月

発 行 者：中央市 子育て支援課

電 話：055-274-8557

F A X：055-274-1125

メ ー ル：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp

U R L：<http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

---

